

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から50年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

昭和38年3月から50年3月までの国民年金保険料は、社会保険事務所から書類が送付され49年11月ごろに一括で5万円ぐらい納付し、54年4月から55年3月までの国民年金保険料は口座振替で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は12か月と短期間で、その前後の期間は納付済みとなっている上、申立人は、昭和50年4月から厚生年金保険に加入する平成6年4月まで、申立期間②を除き国民年金保険料をすべて納付しており、このころの納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立期間①について、申立人は昭和49年11月ごろに一括で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年5月以降に払い出されていることが確認できることから、これより前の49年11月ごろに保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が主張している申立期間①に係る納付金額は、昭和49年11月ごろに第2回目の特例納付を利用し、申立期間①の国民年金保険料を一括で納付した場合の保険料額とは異なっており、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から53年3月まで

私は、昭和54年7月に夫が病気で倒れたことをきっかけに夫婦の国民年金の加入手続を行った。手続した時、職員から特例納付を教えられ、将来に備え自分の国民年金保険料を特例納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付を行ったと主張する昭和54年10月は、第3回目の特例納付期間中であり、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額約50万円から60万円は、申立人の申立期間を含んだ43年1月から54年9月までの保険料及び夫の53年4月から54年9月までの法定保険料の合計額とおおむね一致する。

また、申立人は申立期間後に未納は無く、追納や付加保険料の納付などを行っていることから、納付意識の高さがうかがえる上に、数回の厚生年金保険との切替手続も適切に行っている。

さらに、申立人は、当時、申立人の実姉に保険料の納付について相談したことがあると述べており、その申立人の実姉から、昭和55年3月に申立人の夫の2度目の手術に立ち会った際、申立人が申立人の長期間に渡る国民年金保険料を一括で数十万円納付したと述べたことを記憶しているとの証言が得られたことから、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年9月及び8年10月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から平成5年4月まで
② 平成6年9月
③ 平成8年10月から9年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を銀行からの口座振替で納付していたのに未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月と短期間である上に、その前後の期間の保険料が納付済みとなっており、申立期間②の保険料のみを納めなかったとするのは不自然である。

また、申立期間③については、平成8年及び9年の所得税源泉徴収簿に記載されている社会保険料控除額から国民健康保険料相当額を引いた金額が国民年金保険料額におおむね一致していることから、国民年金保険料の納付が確認できる。

一方、申立期間①については、申立人が銀行からの口座振替により保険料を納付していたと主張しているが、121か月と長期にわたり未納となっている上に、申立人が口座振替で保険料を納付していたとする具体的な申述がなく、口座振替を行っていたことが確認できない。

そのほかに申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）は無く、申立期間①の保険料を納付していたことは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年9月及び8年10月から9年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までのうち9か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月までのうち9か月間
私は、昭和39年3月に結婚し、A県B市に転入した。当時、社宅に、女性の方が国民年金保険料の集金に3か月ごとに来ており、1回、300円ぐらい支払っていたと記憶している。申立期間について、3か月だけしか納付していないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入し、数度に渡る住所変更及び国民年金から厚生年金保険への変更手続を適正に行っており、申立期間以外の国民年金の加入期間はすべて国民年金保険料を納付していることから、年金制度に関する関心が強く、保険料の納付意識も高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時、B市の女性の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しており、B市の回答からも、当時、5名の女性による集金が行われていたことが確認できる。

さらに、未納とされている期間は9か月と短期間である上に、その前後の期間は納付済みとなっていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年3月まで

私は、昭和39年3月まで学生だったが、私が20歳になった37年1月の学生時代に父が私の国民年金加入手続きを行い、それ以降の保険料を納付してくれたはずなのに、37年1月から同年3月までの3か月が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上に、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和37年7月であり、同年4月以降が納付済みとなっていることから、申立人の学生時代の保険料を申立人の父親が納付していたとする主張は信用性がある。

また、申立期間は、申立人が学生で国民年金に昭和37年7月に任意加入したため、過年度納付する期間に当たるが、社会保険庁の記録では、37年4月から申立人は強制加入となっており、申立期間の保険料を過年度納付することができ、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の父親は、申立人以外の家族全員が厚生年金保険の被保険者であるにもかかわらず、申立人の国民年金任意加入手続き及び保険料納付を行っていることから、父親の納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 15 年 6 月 1 日から 17 年 11 月 3 日まで
② 昭和 18 年 1 月 14 日から同年 5 月 16 日まで
③ 昭和 18 年 5 月 16 日から同年 7 月 24 日まで
④ 昭和 18 年 7 月 30 日から同年 8 月 5 日まで
⑤ 昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 28 日まで

昭和 52 年 10 月に A 株式会社の調査により、戦争当時の同社分の船員保険が無効になっていることを知り、同月末に社会保険業務センターに行き解約理由を聞いたところ、「戦死」となっているとの回答であった。昭和 15 年 6 月 1 日から 21 年 5 月 28 日までの船員保険被保険者期間を、第三者の別人が私に話なく不法な理由をつけ保険解約してしまったのではないかと思われる。私は戦死していないし、現在も健康で健在であるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、昭和 21 年 5 月 28 日に船員保険を資格喪失してから約 1 年 5 か月後の 22 年 10 月 11 日に支給決定されている。

また、社会保険業務センターが保管する船員保険被保険者台帳によると、支給額の計算が平均標準報酬月額 3 か月分を乗じていることから、死亡の原因で支給額が計算されていることが確認できるが、申立人は生存しており、申立人の戸籍には死亡等の記載が無い。

さらに、申立人の脱退手当金が支給された最終事業所の船員保険被保険者名簿には、「脱」等の表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、標準報酬月額については、昭和43年10月から44年9月までの期間は3万円、44年10月から45年7月までの期間は3万3,000円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月21日から同年7月21日まで
② 昭和42年7月21日から46年3月1日まで
③ 昭和46年10月18日から同年12月11日まで

平成19年1月に社会保険事務所で確認したところ、脱退手当金が支払われていることになっていたが、支給を受けた記憶がありません。

脱退手当金が支給されたとされる、昭和47年10月11日以前から国民年金に任意加入し国民年金の保険料を支払ってきたので、脱退手当金を受給することは考えられません。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約10か月後の昭和47年10月11日に支給されたこととなっているほか、請求期間の最終事業所の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち申立人の氏名の前後を調査しても、申立人以外は脱退手当金を受給している者は無く、最終事業所の事業主は、脱退手当金の説明会及び事業主による代理請求を行っていないと回答していることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給された昭和47年10月11日には、既に同年8月21日に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意志を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

なお、脱退手当金の支給額を計算する基礎となる標準報酬月額が社会保険庁のオンライン記録と厚生年金保険被保険者名簿とで相違していることが確認できることから、昭和 43 年 10 月から 44 年 9 月までの期間は 3 万円、44 年 10 月から 45 年 7 月までの期間は 3 万 3,000 円に厚生年金保険被保険者名簿どおりの標準報酬月額に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
② 昭和 34 年 6 月 1 日から同年 11 月 15 日まで
③ 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 5 月 25 日まで
④ 昭和 36 年 7 月 1 日から同年 7 月 29 日まで
⑤ 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで
⑦ 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 5 月 30 日まで

昭和 33 年 8 月 1 日から 41 年 5 月 30 日までの間の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を 43 年 3 月 1 日に支給したとされているが、受け取った覚えがなく、脱退手当金を受給したとされる時期は、子育てや出産を控えた時期であり手続をできる状況ではなかった。また、退職に際し事業主から説明も無く、脱退手当金制度について全く知らなかったため、どこでどのような手続をするのかも知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 43 年 3 月 1 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間の昭和 39 年 5 月 1 日から同年同月 14 日までの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立期間④の被保険者期間は 1 か月と短期であるものの、その計算の基礎とされていることから、

この期間より支給日に近接する被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 51 年 5 月から国民年金に任意加入し保険料を納付していること、及び申立期間以降に厚生年金保険被保険者期間が 29 か月あることから、通算年金制度による受給権の取得を企図していたことがうかがえ、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA有限会社における資格喪失日は、平成7年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年7月1日まで

社会保険庁の記録では、A有限会社の資格喪失年月日が平成6年12月1日となっているが、それ以後も厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成7年分の確定申告書及び雇用保険の記録等から、申立人がA有限会社に7年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、当該事業所は平成7年7月20日に6年12月1日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされたことに伴い、7年7月20日に申立人を含めて9名の厚生年金保険被保険者資格もさかのぼって6年12月1日に資格喪失しているが、そのうち2名は、適用事業所でなくなった日以降の資格喪失日が訂正されている上、7年3月1日に資格取得した者も資格取得の取消処理が行われていること、かつ当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年12月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、国民年金被保険者資格の取得日から、7年7月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成6年11月の社会保険事務所の記録から19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける資格喪失日は、昭和44年7月31日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月1日から44年9月1日まで

私は、有限会社Aに昭和43年5月から44年8月まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録は、43年5月1日から同年7月31日までとなっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述及び申立人が所持する国民年金手帳の記録から、申立人が申立期間において有限会社Aに勤務していたことは推認することができる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和43年7月31日に資格を喪失した旨の処理が1年後の44年8月30日に行われているのに対して、他の被保険者は、いずれも資格喪失日から1か月以内に処理が行われていることが確認できることから、申立人についても当該処理日から1か月以内に資格喪失をしていたものと認められる。

さらに、申立人は、昭和43年7月31日に有限会社Aでの資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月に標準報酬月額の定時決定が行われていることから、申立人が昭和43年7月31日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、社会保険事務所において不合理な処理が行われた可能性が高いものと思われる。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険の資格の喪失処理

は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、資格喪失処理日（昭和 44 年 8 月 30 日）の 1 か月以内となる 44 年 7 月 31 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月15日から46年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支社における資格取得日に係る記録を45年5月15日、資格喪失日に係る記録を46年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和25年9月1日から同年10月1日まで
③ 昭和45年5月15日から46年2月1日まで

私は、申立期間①及び②について、昭和23年12月24日から26年7月1日まで米陸軍D基地に勤務するE氏の個人住宅で勤務し、同氏がF地の米軍G事業所勤務になった際も同行し継続して勤務していた。また、申立期間③については、28年8月1日から平成2年1月8日までA社に勤務していた。2社とも1日の空白もなく継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことに間違いない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、A社から提出された職歴証明書、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和45年4月及び46年2月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失の届出も提出されているにもかかわらず、いず

れの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間③の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①及び②については、申立人の具体的な申立内容から米陸軍基地勤務のE氏の個人住宅において勤務していたことは推認できるが、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、当時駐留軍に勤務していた従業員の労務管理を行っていたH渉外労務管理事務所における申立人の記録をI防衛事務所に照会したところ、申立人に関する資料が無く、加入記録が確認できないことに加えて、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳にも、申立期間①及び②に係る記録が無い上に、申立人は、申立期間①及び②当時、一緒に働いていた同僚の名前を記憶しておらず、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月27日から同年11月1日まで

私は、昭和36年4月から平成15年3月末まで、継続してA社に勤務していて、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の厚生年金被保険者台帳及び在籍証明書により、申立人がA社に昭和36年4月から平成15年3月末まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所の厚生年金被保険者台帳の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の昭和39年11月1日とすべきA社B支店における資格喪失日を、誤って39年10月27日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月27日から同年11月1日まで

私は、昭和32年4月から平成元年10月末まで、継続してA社に勤務していて、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の厚生年金被保険者台帳及び在籍証明書により、申立人がA社に昭和32年4月から平成元年10月末まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所の厚生年金被保険者台帳の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の昭和39年11月1日とすべきA社B支店における資格喪失日を、誤って39年10月27日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に、A社C支店における資格取得日に係る記録を40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年10月27日から同年11月1日まで
② 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和28年4月から平成元年10月末まで、継続してA社に勤務していて、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の厚生年金被保険者台帳及び在籍証明書により、申立人がA社に昭和28年4月から平成元年10月末まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所の厚生年金被保険者台帳の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の昭和39年11月1日とすべきA社B支店における資格喪失日を誤って39年10月27日として届け出たこと、及び40年4月1日とすべきA社C支店における資格取得日を誤って40年5月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年10月の保険料及び40年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年8月1日まで

私は、昭和15年2月から49年4月まで、継続してA社に勤務していて、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の厚生年金被保険者台帳及び在籍証明書により、申立人がA社に昭和15年2月から49年4月まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所の厚生年金被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の昭和26年4月1日とすべきA社B支店における資格取得日を、誤って26年8月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る26年4月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和23年4月から60年7月末まで、継続してA社に勤務していて、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の厚生年金被保険者台帳及び在籍証明書により、申立人がA社に昭和23年4月から60年7月末まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所の厚生年金被保険者台帳の記録から、3,300円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の昭和24年2月1日とすべきA社B支店における資格取得日を、誤って24年3月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る24年2月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和39年6月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月24日から同年7月1日まで

私は、昭和25年4月から61年11月末まで、継続してA社に勤務していて、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の人事記録、事業所の厚生年金被保険者台帳及び給与明細書により、申立人がA社に昭和25年4月から61年11月末まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所の厚生年金被保険者台帳の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の昭和39年6月24日とすべきA社本店における資格取得日を、誤って39年7月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 21 日から 40 年 6 月 26 日まで
② 昭和 40 年 6 月 29 日から 42 年 12 月 30 日まで
③ 昭和 43 年 8 月 20 日から同年 12 月 25 日まで

私は、昭和 45 年 5 月 22 日に A 株式会社、財団法人 B C 営業所及び D 株式会社で勤務していた間に加入していた計 41 か月の厚生年金保険について脱退手当金を支給されていることになっているが、支給された記憶は全く無いので支給したという証拠を示してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 6 か月後の昭和 45 年 5 月 22 日に支給されたことになっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が申立期間①の資格取得日と同月に資格喪失した被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日、資格喪失日に係る記録を49年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、48年4月から同年10月までは13万4,000円、48年11月から49年3月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から49年4月1日まで
申立期間について、私はA事業所に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が発行した在職証明書及び人事記録から、申立人が申立てに係る事業所に昭和48年4月1日から正職員として継続して勤務していることが認められ、当該事業所が、正職員については厚生年金保険に加入させている旨を回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、人事記録から、昭和48年4月から同年10月までは13万4,000円、48年11月から49年3月までは20万円（いずれも最高等級）とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについて、不明であると回答しているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録から申立人の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人について被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われて

おらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年1月30日）及び資格取得日（49年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を46年1月から同年10月までは8万6,000円、同年11月から47年9月までは11万円、同年10月から48年9月までは11万8,000円、同年10月から49年10月までは12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月30日から49年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和46年1月から49年10月まで未加入という回答だった。A株式会社に45年3月に入社し、60年12月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A株式会社において昭和45年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し、46年1月30日に資格を喪失後、49年11月1日に再度資格を取得しており、46年1月から49年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が昭和50年5月30日にB組合C支部から勤続5年又は6年の永年勤続従業員表彰を受けていること、申立期間中に行われた社員旅行の記念写真、雇用保険の記録等から、申立人は申立期間について継続してA株式会社に勤務していたことが認められる。また、申立人の上司は、申立人は入社してから後に責任者になるまで継続して正社員として業務に従事していた旨を供述している上、事業主は、申立期間当時、申立人は正社員として勤務しており、正社員は全員、厚生年金保険に加入していたと回答しているところ、申立期間中の社員旅行の参加者で申立人と同じ業務に従事していた同僚12名については、全員、厚生年金保険に継続して加入している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録及び申立人と同年代の同僚の記録から判断すると、昭和 46 年 1 月から同年 10 月までは 8 万 6,000 円、同年 11 月から 47 年 9 月までは 11 万円、同年 10 月から 48 年 9 月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月から 49 年 10 月までは 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定届や被保険者資格喪失の届出も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 1 月から 49 年 10 月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成13年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月30日から同年5月2日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社における資格喪失日が平成13年4月30日となっているが、実際は同年5月1日まで勤務していた。退職年月日が確認できる解雇通知、源泉徴収票等を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の解雇通知、源泉徴収票、雇用保険の記録等から、申立人が平成13年5月1日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成13年3月の社会保険事務所の記録及び源泉徴収票から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時は破産・倒産の混乱状態にあったので、正常な届出等を行える状況ではなく、保険料の支払能力も無い状態であった旨を回答していることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から54年12月まで

私は昭和45年11月ごろにA市役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、45年11月から54年12月までの国民年金保険料は、私が同出張所や郵便局にて納付しており、未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪記録が無く、申立期間は未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確ではなく、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明確である。

さらに、申立期間は110か月と長期間であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から55年7月まで

私は、昭和59年12月に会社を退職し、60年1月に国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、その時区役所の職員から特例納付のことを聞き、51年4月から55年7月までの保険料を納付したのに、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和60年2月12日時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない上、これ以降に特例納付は行われていないため、特例納付により納付することもできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が居住していたA区では、昭和60年1月に特例納付の説明は行っていないことが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金に妻とともに加入し、申立期間の昭和36年4月から37年3月までの保険料は妻と一緒に国民年金保険料を納付した。申立期間について国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻と一緒に国民年金に加入し、申立人の妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、妻も申立期間を含む昭和36年4月から39年3月までの36か月が未納となっている。

また、申立人は申立期間の保険料を1,200円納付したと主張しているが、法定保険料は1,800円となっており相違している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から52年3月まで

私は、会社を辞めた昭和51年6月ごろ、A市役所B支所に行き、夫婦で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時の納付状況については全く憶えていないが、保険料を納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人及び申立人の妻は共に、納付時期、納付場所及び納付金額等について記憶が無く、具体的な納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続について、昭和51年6月ごろに行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳番号の払出しは52年4月以降であることから、申立内容は不自然である。加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書の写し、家計簿等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から38年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年6月から38年7月まで

私は、国民年金の受給の際に、昭和37年6月から38年7月までの期間が未納であることが分かった。当時、母親に生活費を渡し、その中から国民年金保険料を納付してもらっていたので、申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、母親に生活費を渡し、その中から納付してもらっていたと主張しているが、申立人の保管する国民年金手帳は「昭和41年1月25日発行、A県」となっている上に、B社会保険事務所の手帳記号番号払出簿においても41年1月17日から同年2月2日の間での払出しが確認されることから、申立期間については、時効により納付することはできない期間である。加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の保管する領収証書から、昭和41年2月12日に39年1月から40年3月までの国民年金保険料を過年度納付したことが確認できることから、保険料の時効とならない時期から納付したことがうかがえる。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、預金通帳）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から57年3月までの期間及び60年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年12月から57年3月まで
② 昭和60年4月から同年12月まで

私は、30歳になった時に体が悪くなり、老後のことを考え国民年金に加入した。加入当初は毎月市役所で保険料を納付していたが、市役所まで行けなくなったので、自宅まで集金にきてもらうようにし、その後、銀行引落としにした。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は57年2月以降に払い出されており、この時点では、申立期間①のうち54年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間②直後の昭和61年1月から同年3月までの保険料を時効直前の63年4月に納付し、昭和61年度及び62年度の保険料を順次過年度納付しながら、63年度の保険料を納期限内に納付していること、申立期間②直前の57年4月から60年3月までは申請免除期間となっていることから、申立人は63年4月から保険料を納め始めたものと推認され、この時点では、申立期間②の保険料は時効により納付できなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から55年3月まで

私は、昭和52年3月に会計士から国民年金保険料の未納を指摘され、過去5年分（昭和47年度から51年度まで）をさかのぼって納付し、それ以降、毎年確実に保険料を納付してきた。夫婦二人分を同時に納付していたにもかかわらず、妻の分は納付済みで、私の申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月に昭和47年度から51年度までの国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、この時期は特例納付の実施期間ではなく、申立人の主張どおりに5年分の保険料をまとめて納付することはできない上に、当該期間に係る納付金額も不明であるなど、保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和57年2月以降となっており、この時点では、申立期間のうち54年12月以前の保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から44年12月まで

私は、昭和39年10月に勤務先を退職後、家に区役所の人に来て、国民年金への加入を勧められ、後日、自分で区役所出張所に行って国民年金に加入した。国民年金保険料は区役所出張所で現金により納付していた。申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは昭和48年4月13日で、同日に任意加入したことが記載されており、申立期間は未加入期間で保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間以外にも、未加入期間及び未納期間が散見される上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、45年8月から47年3月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年12月まで
② 昭和45年8月から47年3月まで

私は、昭和38年12月にA県B町で事業所を開店した数日後、自宅に
来た同町役場職員から国民年金への加入を勧奨されたので、39年1月ご
ろに加入手続を行い、36年4月から加入手続時までの保険料を一括で集
金人に納付した。それ以降の保険料も集金人に納付していたので、申立
期間①が未納とされていることには、納得がいかない。

申立期間②については、領収書の領収印日付と国民年金手帳に押印し
てある検認印日付が異なっており、保険料を二重に納付した可能性があ
るので、保険料を返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年3月23日に払い出されて
おり、この時点では、申立期間①のうち39年12月以前の保険料は時効
により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出され
ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人は、昭和39年1月ごろにB町役場
の集金人に36年4月から39年1月ごろまでの保険料を一括で納付し、
それ以降の保険料も同町の集金人に納付したと主張しているが、同町で
は現年度分の保険料だけを徴収していたこと、同町が国民年金保険料の
集金業務を開始したのは、47年4月からであることが確認でき、申立内
容に不自然な点が見られる。

2 申立期間②について、申立人は、保険料領収書の領収印日付と国民年金手帳の検認印日付が異なっていることを重複納付の根拠としているが、当時、申立人が居住していたC市では、保険料収納後に銀行等から送られてくる資料に基づき、検認作業をまとめて行い、この作業日を国民年金手帳に押印していたことが確認でき、領収印日付と検認印日付が異なっていることに不自然さは無い。

また、申立期間②のうち昭和47年1月から同年3月までについては、重複納付していたが、当該保険料については、申立人が所持している領収書及び社会保険事務所の特許台帳に還付されたことが記録されている。

さらに、このほかに、申立期間②の保険料を重複納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

昭和45年8月から47年3月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から47年3月まで

申立期間については、保険料領収書の領収印日付と国民年金手帳の検認印日付が異なっており、保険料を二重に納付した可能性があるため、保険料を返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、保険料領収書の領収印日付と国民年金手帳の検認印日付が異なっていることを重複納付の根拠としているが、当時、申立人が居住していたA市では、保険料収納後に銀行等から送られてくる資料に基づき、検認作業をまとめて行い、この作業日を国民年金手帳に押印していたことが確認できるため、領収印日付と検認印日付が異なっていることに不自然さは無い。

また、申立人の夫は、申立期間のうち昭和47年1月から同年3月までについて重複納付していたが、当該保険料については、申立人の夫が所持している領収書及び社会保険事務所の特殊台帳に還付されたことが記録されている。

さらに、このほかに、申立期間の保険料を重複納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 18 日から 34 年 9 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 7 日から 38 年 2 月 1 日まで

社会保険庁が管理する私の年金記録のうち、申立期間については、いずれも昭和 38 年 6 月 13 日に脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、私は脱退手当金を受給する手続は行っていないし、受け取った記憶も全く無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月半後の昭和 38 年 6 月 13 日に支給決定されたことになっており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

そして、申立人が勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、24 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、20 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 15 名について、資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころであることが認められ、これらの事実からして、申立人についても、同様に事業主による代理請求がなされたものと推認される。

なお、申立人から事情を聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 10 日から 10 年 3 月 31 日まで
平成 9 年 10 月 10 日から 10 年 6 月 30 日まで A 社に勤務していた。社会保険庁の厚生年金保険加入記録が 10 年 4 月から同年 6 月までとなっているのは納得できないので、再調査を希望します。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 9 年 10 月 10 日から 10 年 6 月 30 日まで A 社に勤務していたと主張しているが、事業主に照会したところ、申立人は申立期間について、厚生年金保険に加入していない別の事業所と雇用関係にあったこと、及び同社が申立人を雇用したのは 10 年 4 月 1 日であり、社会保険庁の記録のとおり、10 年 4 月 1 日資格取得、同年 7 月 1 日資格喪失の被保険者資格得喪を行ったことを回答している上、申立人の雇用保険の記録も同社での資格取得日が 10 年 4 月 1 日、資格喪失日（離職日）が同年 6 月 30 日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見出すことができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで
昭和 40 年 11 月 1 日から 42 年 1 月 1 日までの期間は、A社で働いており、厚生年金保険に加入していない記録になっていることには納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失確認通知書では、社会保険庁の記録と同様に、昭和 40 年 5 月 1 日資格取得、同年 11 月 1 日資格喪失と記載されており、申立期間については厚生年金保険に加入していたことは確認できない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も、昭和 40 年 10 月 31 日離職となっている。

さらに、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したものの、当時の厚生年金保険の担当者は既に死亡しているため、具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月から 32 年 10 月まで

厚生年金保険加入期間について記録照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間についてはA県B市のC社かD事業所（現在は、E社。）に勤務し厚生年金保険に加入していたはずであり、記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

E社から提出された失業保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が昭和31年5月25日までD事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するC社及びE社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無い。

また、C社は平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、登記簿謄本でも同日に解散しており、事業主等からの聴取ができない。

さらに、E社の事業主は、申立人の申立期間に係る資格取得届等を調査した結果、厚生年金保険の加入記録は無いと回答している上、当該事業所の同僚からの供述も得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月から27年9月まで
② 昭和27年12月から28年12月まで

私は、昭和23年3月から28年12月まで、A県B市にあったC社に勤務していた。同社の厚生年金保険記録が抜け落ちていたのでD社会保険事務所に確認したところ、昭和27年10月20日から同年12月28日まで2か月間の記録が旧姓で発見された。記録が2か月しか無いということに納得がいかず、他の申立期間においても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人はC社に継続して勤務していたとしている。しかし、申立人と同じ営業所で勤務していた元上司、同僚等は既に死亡しており、具体的な供述を得ることができない上に、E社（旧C社）への照会を行ったところ、「C社当時の従業員名簿及び賃金台帳等は保管しておらず、申立人の勤務実態について不明である。」との供述であり、申立人の勤務形態等を確認できない。

また、C社健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①の間に資格取得した者176名及び申立期間②の間に資格取得した者74名の中に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。